住所　長崎市椎の木町12番15号
　王瑞　昭和52年1月27日生
住所　大阪市西成区花園南1丁目5番9号
　沈建文　平成6年11月30日生
住所　大阪府箕面市桜井1丁目2番26号
　王兵兵　昭和48年4月29日生
住所　大阪市東淀川区北江口4丁目21番4号
　呉台一　昭和46年2月24日生
　高富子　昭和45年5月27日生
　呉裕也　平成11年9月22日生
　呉龍也　平成13年7月27日生
　呉沙也　平成19年8月1日生
住所　横浜市神奈川区六角橋6丁目16番10号
　レイモンド・ソラス・デ・ロス・レイエス　昭和61年5月18日生
住所　横浜市金沢区富岡東5丁目8番1―606号
　ユリ・スギモト・ドス・アンジョス　平成4年9月2日生
住所　神戸市中央区下山手通3丁目10番10―1101号
　趙国勲　昭和40年2月28日生
住所　東京都八王子市七国4丁目45番12号
　傅金華　昭和39年8月24日生
　初麗娟　昭和39年1月25日生
住所　東京都東大和市桜が丘4丁目29番地5
　ファティマ・ペガム　昭和52年12月31日生
住所　山口県下関市小月高雄町4番13号
　王丹　昭和54年7月5日生
住所　名古屋市中区正木3丁目2番45号
　張夢非　昭和39年11月15日生
住所　大阪府吹田市高浜町16番4―201号
　太蓮花　昭和57年7月7日生
住所　東京都北区赤羽1丁目39番9―602号
　張一凡　昭和63年11月24日生
住所　滋賀県東近江市種町1041番地
　王桂鳳　昭和49年2月20日生
住所　滋賀県草津市西渋川1丁目19番3号
　權五仁　昭和41年5月25日生
住所　栃木県小山市三峯1丁目3番18号
　張口天　昭和63年2月8日生
住所　群馬県邑楽郡大泉町大字吉田980番地12
　アンデルソン・アキノリ・シマダ　昭和62年11月6日生
住所　横浜市保土ケ谷区狩場町300番地21
　朴裕貴　昭和50年3月10日生
住所　横浜市中区弥生町1丁目14番地1
　張暁琦　昭和60年3月21日生
住所　東京都江戸川区本一色2丁目8番13号
　林倩　平成4年11月27日生
住所　千葉県市川市新井1丁目23番18―502号
　田京玉　昭和45年9月7日生
住所　福岡県筑紫野市大字西小田770番地7
　万暁影　昭和54年5月12日生
住所　愛知県犬山市内田東町8番地1
　サンドラ・ユリ・フクオカ　昭和46年1月30日生
住所　東京都世田谷区池尻2丁目3番8―802号
　時宇　平成7年11月23日生
住所　千葉県市川市高谷1丁目4番8―410号
　鄭巧紅　昭和56年3月20日生
住所　埼玉県上尾市大字瓦葺1983番地5
　陳逸之　昭和40年10月26日生
　孫路清　昭和46年2月27日生
　陳子浩　平成8年4月9日生
　陳子真　平成11年6月3日生
住所　埼玉県川口市大字道合440番地8
　郭萌香　昭和31年8月3日生
住所　京都市伏見区向島清水町47番地1
　李敦子　昭和31年9月10日生
住所　京都市伏見区深草大亀谷万帖敷町504番地3
　梁敬三　昭和37年6月5日生
住所　京都市南区久世中久町705番地1
　權明淑　昭和37年5月29日生
住所　大阪市東淀川区豊新3丁目18番12―300号
　諸桂奈　昭和61年9月29日生
住所　兵庫県三田市狭間が丘5丁目3番地
　李敬子　昭和37年11月28日生
住所　東京都葛飾区東金町6丁目13番30―504号
　金京子　昭和29年9月25日生
住所　東京都台東区台東2丁目17番5―404号
　ニキル・カンデルワル　昭和59年10月20日生

○法務省告示第六百六十八号

宮城県栗原市役所保存の次の除籍が滅失した。
平成二十八年十二月二十七日
法務大臣　金田　勝年

宮城県栗原郡畑岡村字上畑岡横峯八十番地
鈴木　政人

○外務省告示第四百九十二号

昭和四十八年三月三日にワシントンで作成された「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約」（以下「条約」という。）附属書Ⅰ及び附属書Ⅱは、条約第十五条の規定に従い、次のように改正され、その改正は、平成二十九年一月二日に効力を生ずる。

（平成二十八年十一月十四日付け、平成二十八年十一月二十九日付け及び平成二十八年十二月六日付け条約事務局通告）

なお、日本国政府は、カルカリヌス・ファルキフォルミス及びアロピアス（spp.）を附属書Ⅱに掲げる改正につき条約第十五条3の規定に基づいて留保を付する旨を条約の寄託政府であるスイス連邦政府に通告した。

平成二十八年十二月二十七日

外務大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉

附属書Ⅰ及び附属書Ⅱ

動物界哺乳綱うし目（偶蹄目）うし科ビソン・ビソン・アタバスカイ及び植物界アナナス科ティランドシア・マウリカアナ(#4)を附属書Ⅱから削る。

動物界の哺乳綱のねこ目（食肉目）ねこ科プマ・コンコロル・コリュイ及びプマ・コンコロル・コウグアル並びにうま目（奇蹄目）うま科エクス・ゼブラ・ゼブラ、鳥綱のすずめ目みつすい科リケノストムス・メラノプス・カスィディクス並びにふくろう目ふくろう科ニノクス・ノヴァイセエランディアイ・ウンドゥラタ、爬虫綱わに目クロコダイル科のクロコデュルス・アクトゥス（コロンビア・コルドバ県シスパタ湾、ティナホネス、ラ・バルサ及び周辺地域のマングローブ統合管理地区の個体群）及びクロコデュルス・ポロスス（マレーシアの個体群）（野生からの収穫はサラワク州に限る。マレーシアの他の州（サバ及び半島マレーシア）の野生の標本については、締約国により変更が承認されない限りは零の割当てとする。）並びに両生綱無尾目ひめがえる科デュスコフス・アントンギリイを附属書Ⅰから附属書Ⅱに移す。

動物界の哺乳綱のせんざんこう目（有鱗目）せんざんこう科のマニス・クラスィカウダタ、マニス・クリオネンスィス、マニス・ギガンテア、マニス・ヤヴァニカ、マニス・ペンタダクテュラ、マニス・テンミンキイ、マニス・テトラダクテュラ及びマニス・トリクスピス並びにさる目（霊長目）おながざる科マカカ・スュルヴァヌス、鳥綱おうむ目インコ科プスィタクス・エリタクス並びに爬虫綱トカゲ亜目わにとかげ科スィニサウルス・クロコディルス並びに植物界サボテン科のスクレロカクトゥス・ブライネイ、スクレロカクトゥス・クロヴェライ及びスクレロカクトゥス・スィレリを附属書Ⅱから附属書Ⅰに移す。

動物界の爬虫綱トカゲ亜目のあしなしとかげ科のアブロニア・アンズエトイ、アブロニア・カンプベルリ、アブロニア・フィンブリアタ、アブロニア・フロスティ及びアブロニア・メレドナ並びにやもり科のクネマスピス・プスュケデリカ及びリュゴダクテュルス・ウィルリアムスィ、両生綱無尾目みなみがえる科テルマトビウス・クレウス並びに腹足綱柄眼目ケポリダエ科ポリュミタ（spp.）を附属書Ⅰに加える。

動物界の哺乳綱うし目（偶蹄目）うし科カプラ・カウカスィカ、爬虫綱のトカゲ亜目のあしなしとかげ科アブロニア（spp.）（アブロニア・アウリタ、アブロニア・ガイオファンタスマ、アブロニア・モンテクリストイ、アブロニア・サルヴァドレンスィス及びアブロニア・ヴァスコンケロスィイの野生の標本については、零の輸出割当てとする。）、カメレオン科のランフォレオン（spp.）及びリエペレオン（spp.）、やもり科パロイドゥラ・マソペ並びにみみなしとかげ科みみなしとかげ科（spp.）（商業的目的で取引される野生の標本については、零の輸出割当てが設定されている。）、へび亜目くさりへび科のアテリス・デサイクスィ及びビティス・ウォルティングトニ並びにかめ目すっぽん科のキュクラノルビス・エレガンス、キュクラノルビス・セネガレンスィス、キュクロデルマ・アウブリュイ、キュクロデルマ・フレナトゥム、ラフェトゥス・エウフラティクス及びトリオニュクス・トリウングイス、両生綱の無尾目ひめがえる科のデュスコフス・グイネティ、デュスコフス・インスラリス、スカフィオフリュネ・ボリボリュ、スカフィオフリュネ・マルモラタ及びスカフィオフリュネ・スピノサ並びに有尾目いもり科パラメソトリトン・ホングロンゲンスィス、板鰓綱のめじろざめ目めじろざめ科カルカリヌス・ファルキフォルミス（十二箇月後、すなわち二千十七年十月四日以降効力発生）、ねずみざめ目おながざめ科アロピアス（spp.）（十二箇月後、すなわち二千十七年十月四日以降効力発生）並びにとびえい目とびえい科モブラ（spp.）（六箇月後、すなわち二千十七年四月四日以降効力発生）並びに条鰭綱（魚類）すずき目きんちゃくだい科ホラカントゥス・クラリオネンスィス並びに頭足綱おうむがい目おうむがい科（spp.）